

20年度受託事業の実施結果について（内容の紹介）

1. 「平成20年度西和賀町東側幹線飯豊地区環境調査業務」

平成16年度から20年度まで当会が5年間継続して岩手県南広域振興局北上総合支局（以前は北上地方振興局）より受託した環境調査業務であり、西和賀町道（以前は沢内村道）飯豊地区の県代行の拡張改良工事に伴ったものです。具体的には、旧沢内村の地区で工事区間に生存している希少な植物や水生動物を、工事施工者が適切に保護・保全するように、当会が業者並びに県側に指導と助言を行ったものですが、今年度が最終の報告となることから、5年間で延長4km全体の施工結果の評価も併せて報告しています。

「東側幹線」とは、県道1号線が和賀川の西側（右岸）に沿っているものの、東側（左岸）にも集落があり人口も多いことから、狭い旧道を拡幅して基幹の道路として整備することを現したものです。

20年度は最終工事区間であるために、現地調査を踏まえ、また、これまでの集大成として、施工業者に対しての着工前の指導、移植・移送先の場所の選定と手法の助言、施工当日の現地指導、施工後の評価といった各段階できめ細かく行いました。20年度対象の希少種は、植物はバイカモ・ノダイオウ・ヒメミクリであり、水生動物はスナヤツメ・マルタニシでした。植物については環境類似の移植先を見出して掘取って移植し、水生生物は工事区間を外れた水路上流部に移送する措置としました。

また5年間の希少種の保護保全の総括では、植物はヒメザゼンソウ・ナガミノツルケマン・メタカラコウ・カキツバタと前記の3種について、移植先9地点での現況調査による評価、水生動物はトウホクサンショウウオ・モリアオガエル・アカハライモリと前記の2種を加え、17～20年度の4年間の調査結果と移送先の現況を評価しました。結果、移植・移送先では農地利用の変化の影響（休耕田化して水が入らずに乾燥化してしまった等）という予測不能の事例があること、施工時の立ち会い指導が極めて重要なこと、植物は移植個体数の記録が必要なこと、などの課題を明らかにしました。



[写真1] バイカモの移植作業

2. 「平成20年度主要地方道盛岡横手線丸志田地区環境調査業務」

県道1号線の規格道路改良工事として、17～20年度にこの丸志田地区・320メートル

のカーブ線形の改良と拡幅が岩手県によって施工されており、その環境調査業務を当会はこの4年間継続して県南広域振興局北上総合支局より受託してきました。前項と同じく、工事区間にあった希少な植物や水生動物を、工事施工者が適切に保護・保全するように、当会が業者並びに県側に指導と助言を行ってきたものです。工事の最終年度に当たる業務として、この4年間の施工結果の評価も併せて報告しています。

南工区の17～18年度施工区間では、希少植物はノダイオウ・メタカラコウ・ナガミノツルケマンの3種、希少水生動物はマルタニシ・トワダカワゲラ・トウホクサンショウウオの3種が保全対象でした。北工区の19～20年度施工区間では、希少植物はメタカラコウ・ノダイオウ・ヒメザゼンソウの3種、希少水生動物はマルタニシ・トワダカワゲラ・アカハライモリ・モリアオガエルの4種が保全対象となりました。

南工区は既存の法面と下部の水路を削り取って、旧道の東側に新規の盛り土路盤が造成されるため、植物については旧法面の表土を剥ぎ取って再移植する方法とし、水生動物に対しては近自然性工法で石積み水路を造成して生息の回復を期待する方法としました。施工後は旧道山側からの地下水の浸透や新用水路の管理がまだ不十分なことが分かり、環境の乾燥化がみられるという問題を明らかにしました。

北工区は、拡幅改良工事の着工が大幅に遅れて20年の降雪期に入ってからのため、施工結果の評価ができなかったものの、植物は降雪前に生育箇所に標識杭を立てた効果が大きく雪中でも移植はほぼ順調に完了しました。また水系の改変は小規模なため、水生動物への工事の影響は少ないことが想定されました。

3. 「八幡平市林業振興計画作成業務」

町村合併により誕生して3年を経過した八幡平市が所有する市有林は2,454haで（以前の町村有林を継承）、民有林面積の約10%を占める規模にあり、これを有効活用することで地域の林業振興への波及効果が期待されます。市有林が一つの先導的モデル森林となっており、地域林業のリーダーとしての役割を果たすようになるための指針を求めて、市から当会に本業務が委託されました。

市から提供されたデータに基づいて森林資源の現況分析を行い、また市内の林業関係機関・団体からの意見を参考に、公有林としての意義と経営の基本事項を示して、市有林育成に対する提言として取りまとめました。市有林の将来に向かっては基本である長期方針を策定することが必要であり、林地の利用区分の明確化、適地適木・樹種別輪伐期・収穫規制・施業団地化といった施業計画の基本軸が重要であること、施業計画の作成に際しては市有林育成のポリシーを統一して計画チェック機能を高度化する態勢をつくること、市有林担当専門職の配置育成の必要性などを提言しています。

4. 「外来植物管理方針検討調査」

国立公園を縦貫するアスピーテライン沿いに外来植物が繁茂しています。これの侵入実態と生育環境をふまえて、衰退させ排除するためにはどうしたらいいのか、植生管理の方策についての指針をまとめ、環境省に提言しました。大要をまとめると、①外来植物は観光車道の沿道全線にわたって生育していること。②路肩や法面を土留めした洋芝からのいわゆる随伴侵入種と見られること。③道路の路側に多く、路奥から向こうの自然植生域には侵入していないこと。④外来種は総じて抜き取り根絶はむずかしいこと。⑤地際からきれいに刈り込むと逆効果なこと。⑥遮光による生育制御が効果なこと。⑦国立公園特別保護区域という厳しい制

約条件下にあって、遮光材料として何が適切かは今後の検討課題であること…などが結論づけられました。地道にモニタリングをつづけ、より効果的な方策を探っていきたいものです。

[受託事業委員会：浅沼晟吾]